

## 都民による事業提案制度 募集のご案内

東京都は、従来の発想に捉われない新たな視点から都政の喫緊の課題を解決することを目的として、都民による事業提案制度（都民提案）を実施いたします。

令和4年4月8日から提案の募集受付を開始します。皆様からいただいたご提案を、令和5年度の施策に反映させてまいりますので、多数のご応募をお待ちしております。

### <都民提案について>

#### 制度概要

- ・「**都民が提案し、都民が選ぶ**」ことで、都民の声を直接施策に反映させる、都政参画の新たな仕組み。
- ・従来の発想に捉われない新たな視点から、都政の喫緊の課題を解決することを目指す。

#### 募集期間

令和4年4月8日（金曜日）から同年6月17日（金曜日）まで（必着）

#### 募集分野

以下の分野を始めとして、幅広く提案を受け付ける。

- 感染症対策
- 脱炭素社会の実現
- 長寿社会の実現
- バリアフリー化の推進
- 社会のデジタルシフトの推進
- 防災対策
- 起業・創業、イノベーションの促進
- 女性の活躍促進
- 出産・子育てへの支援

#### 期待する視点

- ・コロナ前の姿にただ戻るだけではない、「**サステナブル・リカバリー**」（持続可能な回復）の実現
- ・誰一人取り残さない**インクルーシブ（包摂的）な社会の形成**
- ・5G、IoT、AI、ビッグデータ等の**デジタル技術の活用**
- ・区市町村、企業、NPO法人、地域コミュニティ、研究機関など**多様な主体との協働** など

（裏面へ続く）

#### 【問合せ先】

財務局主計部財政課  
電話 03-5388-2669

## <提案方法>

### ①インターネット

東京都財務局ホームページ内の都民提案のページ※から応募フォームに進むことができます。応募フォームは、令和4年4月8日（金曜日）に開設します。

※都民提案のページ <https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/zaisei/teian/5tomin.html>



### ②郵送

上記URLから提案様式をダウンロードし、以下の宛先まで送付してください。

- ・送り先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- ・宛て名 東京都財務局主計部財政課 事業提案担当

## <応募要件>

○以下のいずれかに該当する方を対象とします。

- ・ 令和4年4月1日時点で満15歳以上（高校1年生に相当する年齢以上）であり、提案日時点で都内にお住まいの方
- ・ 令和4年4月1日時点で満15歳以上（高校1年生に相当する年齢以上）であり、提案日時点で都内へ通勤・通学している方
- ・ 提案日時点で都内に活動拠点を有する法人その他の団体

※ 単独でもグループでも提案者になることができます。

○東京都職員等及び東京都議会議員は提案者となるできません。

○ご提案いただく事業は、1事業につき2億円以内とし、原則、単年度事業といたします。

○現金給付や施設整備に該当する事業提案は不可といたします。

○特定の製品やサービスの活用を目的とするものなど、営利目的の事業提案は対象外です。

○その他、詳細は「都民による事業提案制度実施要綱」をご確認ください。

## <事業提案募集後の流れ>

都において、いただいたご提案の内容を審査した上で、8月中旬に事業案を公表し、都民の皆様によるインターネット投票を実施いたします（投票方法等の詳細は、後日お知らせします）。都民の皆様による投票結果を踏まえ、令和5年度予算案への反映を図っていきます。

なお、当該予算案は、令和5年第一回東京都議会定例会における議会の議決をもって確定いたします。

## <注意事項>

○ご提案の反映経過や評価などに対する個別の回答はいたしかねます。

○ご提案は日本語で記載してください。

○氏名や住所などの必要事項は、提案様式に必ず記載してください。

○事業内容は、ご提案の趣旨を踏まえた上で修正等を加えることがあります。

○審査の結果、ご提案が投票対象事業に選ばれなかった場合においても、貴重なアイデアとして今後の都政運営や予算編成の参考とさせていただきます。

○本制度において提案されたものに係る権利は、全て東京都に帰属します。

○個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）等の規定に基づき、適正に取り扱います。